

## 国際分類第11-2020版対応の作成に当たり

世界知的所有権機関（WIPO）で開催された第29回ニース国際分類専門家委員会（令和元年5月）での議論の結果、来年1月に発効する国際分類第11-2020版が決定されました。

特許庁では、この国際分類第11-2020版を踏まえ、商品及び役務の区分に属する商品又は役務について規定する商標法施行規則別表の一部改正（令和元年経済産業省令第42号 令和元年11月21日公布）を行い、国際分類第11-2020版に対応した改正部分が令和2年1月1日に施行されます。

そこで、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2020版〕」においては、商標法施行規則別表の一部改正に対応し、また類否関係をより明確にすべき商品及び役務について表示の明確化等を行いました。

なお、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2017版〕」から、ユーザーの利便性向上を図るため、国際分類表に掲載の商品又は役務を参考表示として掲載することといたしました。

主な改訂点は以下のとおりです。

### （1）国際分類及び省令別表の改正に即した改訂例

- <類移行> 第30類 「いり豆」 → 第29類
- <表示変更> 第30類 「菓子」 → 「菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）」
- <削除> 第28類 「昆虫採集用具」

### （2）表示の明確化、商取引の実情の変化等に伴う見直し例

- <追加> 第9類 「スマートフォン用カバー」
- <追加> 第41類 「インターネットを利用して行う映像の提供」
- <表示変更> 第20類 「靴保護金具（金属製のものを除く。）」  
→ 「靴保護具（金属製のものを除く。）」

本審査基準が、商品又は役務に関する審査の円滑な運用に資することを望みます。

令和元年11月

特許庁審査業務部商標課長  
高野 和行